①

# 令和８年第２回

# 東濃中部病院事務組合議会定例会議案

令和８年１０月２７日

# 令和８年第２回東濃中部病院事務組合議会定例会議事日程

令和８年１０月２７日（火曜日）午前９時３０分開議


日程第１　議席の指定について
日程第２　議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
日程第３　会議録署名議員の指名について
日程第４　会期の決定について
日程第５　議第６号　令和８年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　別冊
日程第６　議第７号　東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
日程第７　議第８号　令和７年度東濃中部病院事務組合一般会計決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
日程第８　議第９号　令和７年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
日程第９　議第10号　令和７年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
日程第10　一般質問

日程第２

議長の選挙について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１０３条第１項の規定により、東濃中部病院事務組合議会議長の選挙を行う。

令和８年１０月２７日提出

| 住所 | 氏名 | 生年月日 |
| --- | --- | --- |
| | | |

議第７号

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和８年１０月２７日提出

東濃中部病院事務組合管理者　土岐市長　加　藤　淳　司

提案理由

法定以外の利用料金の追加により、この条例を定めようとする。

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例（令和４年東濃中部病院事務組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

| | | | |
|---|---|---|---|
| ほくろの炭酸ガスレーザー治療 | | １個につき | 算定方法により算定した額で１７，５００円以内 |

」を「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 形成外科初診料 | | | ５，５００円 |
| Qスイッチルビーレーザー治療 | | しみ１㎠ | １０，０００円 |
| | | しみ２㎠ | １８，０００円 |
| | | しみ３㎠ | ２５，０００円 |
| | | 刺青除去１㎠ | ２０，０００円 |
| 炭酸ガスレーザー治療 | | ほくろ１個につき | ８，０００円 |
| | | ほくろ５個 | ３０，０００円 |
| | | いぼ１個につき | ３，０００円 |
| | | いぼ５個 | １３，０００円 |
| | | いぼ１０個 | ２２，０００円 |
| フラクショナルレーザー | | 頬部 | ３０，０００円 |
| | | 鼻部 | １５，０００円 |
| | | 下眼瞼周囲 | ２２，０００円 |
| | | １㎠ | １０，０００円 |
| v-beam | | 顔全体 | ３０，０００円 |
| | | 頬部 | １５，０００円 |
| | | 鼻部/口周囲 | １２，０００円 |
| | | １㎠ | １０，０００円 |
| ケミカルピーリング | | 顔全体 | ８，０００円 |

」に、改め、助産師外来の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 育児相談料 | | １回につき | １，５００円 |

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第８号

令和７年度東濃中部病院事務組合一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度東濃中部病院事務組合一般会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和８年１０月２７日提出

東濃中部病院事務組合管理者　土岐市長　加　藤　淳　司

議第９号

令和７年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和８年１０月２７日提出

東濃中部病院事務組合管理者　土岐市長　加　藤　淳　司

議第１０号

令和７年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和７年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和８年１０月２７日提出

東濃中部病院事務組合管理者　土岐市長　加　藤　淳　司